

長 建 協 発 第 1 8 5 号
平成 2 7 年 7 月 1 7 日

会 員 各 位

一般社団法人長崎県建設業協会
会 長 谷 村 隆 三
[公 印 省 略]

「斜面崩壊による労働災害の防止対策に関するガイドライン」等
の策定について

かねてより、本会業務の円滑な運営等につきましては、格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

今般、厚生労働省において、労働安全衛生規則第355条の調査及び第358条の点検のより適切な実施方法、施工者が発注者及び設計者と協力して斜面崩壊の危険性に関する情報を共有するために実施することが望ましい方法及びそれらの留意事項を取りまとめた「斜面崩壊による労働災害の防止対策に関するガイドライン」が策定されました。

また、これに併せて、設計者、施工者等が適切に点検者を養成するための具体的実施方法等を示した「斜面の点検者に対する安全教育実施要領」が策定されました。

つきましては、標記について、全建を通じ厚生労働省労働基準局安全衛生部安全課長より別添のとおり周知依頼がまいっておりますのでお知らせ申し上げます。